

別表

岐阜県長良川スポーツプラザの利用料金減免基準

減 免 基 準	減免額
ア 指定管理業務の実施状況に関する各種調査及び監査に係る附属施設設備等の利用	全額
イ 身体障害者手帳、精神障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている個人又は団体が使用（難病患者を含む）する大会議室、研修室、和室（会議利用に限る） 介添者は、障がいのある者1人につき1人に限る 団体利用は、各手帳を保有する者が過半数を占める場合に限る	全額